

○精華町コミュニティーホール管理規則

平成4年7月1日
規則第8号

改正 平成9年12月25日規則第21号
平成18年3月31日規則第14号
平成18年8月31日規則第18号
平成19年3月30日規則第16号
平成31年3月29日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、精華町コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第2号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、精華町コミュニティーホール（以下「コミュニティーホール」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 コミュニティーホールを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、精華町コミュニティーホール利用許可申請書（別記様式第1号）及び当該利用に係る料金を添えて条例第3条の規定によりコミュニティーホールの管理の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の6か月前（町外在住の申請者にあつては1か月前）にあたる月の月初めの日から5日前までの間に前項の申請を行わなければならない。この場合において、月初め及び5日前が、土曜日、日曜日、祝日及び条例第5条第1項第1号の開館期間以外の日であれば、翌日又は翌々日等でコミュニティーホールの受付業務を行っている日時（平日9時から12時30分まで）に行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 申請者（町外在住者を除く。）は、利用日の6か月前にあたる月の月初めの日から1か月前までの間に仮予約をすることができる。ただし、指定管理者は次の各号の一に該当する場合は当該仮予約を取り消すことができる。この場合において、申請者が損害を受けて

も指定管理者はその責を負わない。

(1) 申請者が利用日の1か月前までに第1項の利用許可申請書を提出しなかったとき。

(2) 指定管理者が管理運営上必要と認めるとき。

4 前項の場合において、2以上の仮予約が同時に行われたときは、第3条第2項の規定を準用する。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、コミュニティーホールの利用を許可したときは、精華町コミュニティーホール利用許可書兼領収書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、コミュニティーホールの利用許可は、申請の順序により行うものとし、2以上の申請が同時に行われたときは、協議又は抽選により平等性を担保し決定するものとする。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(利用許可の変更)

第4条 コミュニティーホールの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可事項の変更を受けたい場合は、あらかじめ精華町コミュニティーホール利用変更許可申請書（別記様式第3号）に前条の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、コミュニティーホールの利用の変更を許可しようとする場合において、利用料に過不足を生じるときはその精算を行うとともに、精華町コミュニティーホール利用変更許可書（別記様式第4号）を利用者に交付するものとする。

(遵守事項等)

第5条 コミュニティーホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、又はこれらの恐れがある物品若しくは動物の類を携帯すること

(2) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること

(3) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること

(4) 所定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること

(5) 前各号に定めるもののほか、コミュニティーホールの管理に支

障がある行為をすること

2 指定管理者は、前項の規定に違反した者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

3 前2項のほか、指定管理者は、コミュニティーホールの利用にかかる遵守事項を定め、利用者に対して適宜指示することができる。
(汚損、破損等の届出)

第6条 利用者は、施設及び器具等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(利用後の点検、報告)

第7条 利用者は、その利用が終わったときは、直ちに利用した設備等を原状に回復し、係員の点検を受けるとともに、精華町コミュニティーホール利用報告書(別記様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の減免)

第8条 指定管理者は、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定める利用料を減免する。

(1) 町の機関が主催(共催を含む。)して使用する場合 全額免除

(2) 区又は自治会が使用する場合 全額免除

(3) 精華町社会福祉協議会に登録されたボランティア団体がその本来の活動で使用する場合 全額免除

(4) 町の機関が後援する事業等で使用する場合 5割減額又は全額免除で後援条件とされた額

(5) 精華町社会教育関係団体認定要綱(平成25年教育委員会要綱第1号)に基づく認定団体が使用する場合 5割減額

(6) 精華町教育委員会社会教育文化サークル団体登録制度要綱(平成26年教育委員会要綱第1号)及び精華町教育委員会社会体育クラブ団体登録制度要綱(平成25年教育委員会要綱第2号)に基づき教育委員会に登録した団体が使用する場合 5割減額

(7) 精華町社会福祉推進団体認定要綱(平成31年要綱第12号)に基づく認定団体が使用する場合 5割減額

(8) 精華町地域福祉活動団体登録要綱(平成31年要綱第16号)に基づく登録団体が使用する場合 5割減額

(9) その他指定管理者が特に必要と認める場合 5割減額

2 前項の利用料の減額又は免除を受けようとする者は、精華町コミュニティホール利用料減免申請書（別記様式第6号）に前項各号に該当する証を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（利用料の返還）

第9条 指定管理者は、条例第11条第4項の規定により次の各号の一に該当する場合は、既納使用料の一部又は全部を返還することができる。

- (1) 利用者の責によらない事由により指定管理者が利用許可を取り消した場合 全額
- (2) 天候不良等利用者の責によらない事由により利用することができなかつた場合 全額
- (3) 利用中に第1号及び第2号に該当する事由が発生したことにより利用ができなくなったとき場合 事由が発生した時以後の利用料相当額
- (4) 利用者が利用日の1週間前までに許可の取消しを申し出て指定管理者が適当と認めた場合 全額
- (5) 利用者が利用日の1週間前から前日までの間に許可の取消しを申し出て指定管理者が適当と認めた場合 半額

2 利用料の返還を受けようとする者は、精華町コミュニティホール利用料返還申請書（別記様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、指定管理者が町長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の精華町コミュニティホール管理規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に精華町コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第2号）附則第2項の規定により現に管理を委託しているときは、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の前日）までの間は、なお、従前の例による。

附 則（平成18年規則第18号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の精華町コミュニティーホール管理規則の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

別記様式第1号(第2条関係)

精華町コミュニティーホール利用許可申請書					
			年	月	日
精華町コミュニティーホール 指定管理者様					
住所 (申請者)名称					
氏名					
印					
電話番号 (— —)					
次のとおり、精華町コミュニティーホールの利用許可の申請をします。					
利用の目的					
利用の日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分				
利用予定人員	人				
利用責任者氏名					
利 用 料 (この欄は記入し ないでください)	基本利用料	円	利 用 時 間	(平日・土日祝) 時間	
	加 算 額	円	加算額適用区分	営利	
	小 計	円	使 用 時 間	時間	
	冷 暖 房 費	円	/		
	合 計	円			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・この「利用許可申請」は原則として、利用しようとする日の6か月前(町外在住の申請者は1か月前)から5日前までの間に行ってください。 ・管理上支障があると認められるなどの場合には、利用を許可しないことがあります。 ・利用料の減免規定に該当し、減免の適用を受けようとする場合は、同時に「利用料減免申請書」(別記様式第6号)を提出してください。 				

別記様式第2号(第3条関係)

精華町コミュニティーホール利用許可書兼領収書 年 月 日 住所 (申請者)名称 氏名 電話番号 (— —) 様				
利用の目的				
利用の日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
利用予定人員	人			
利用責任者氏名				
利用許可条件	・ 利用許可の内容は、許可なく変更できません。 ・ その他、利用上の関係規定を遵守してください。			
利 用 料	利 用 料 金	円	減 免 適 用	有・無
	冷 暖 房 費	円	使 用 時 間	時間
	合 計	円		
備 考	・ 上記のとおり、精華町コミュニティーホールの利用を許可します。 ・ 上記金額を正に領収しました。 指定管理者			

別記様式第3号(第4条第1項関係)

精華町コミュニティーホール利用変更許可申請書 年 月 日 精華町コミュニティーホール 指定管理者 様 住所 (申請者)名称 氏名 印 電話番号 (— —) 次のとおり、精華町コミュニティーホールの利用変更許可の申請をします。				
変更後の利用の目的				
変更後の利用の日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
利用予定人員	人(あらためてご記入ください)			
利用責任者氏名	(あらためてご記入ください)			
利用料の精算 (この欄は記入しな いでください)	基本利用料	円	利用時間	(平日・土日祝) 時間
	加算額	円	加算額適用区分	営利
	小計	円	使用時間	時間
	冷暖房費	円		
	変更後合計	円	既納額	円
過不足額	円			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・この「利用変更許可申請」は、利用許可の内容に変更の必要が生じた場合、すぐに行ってください。 ・利用日時の変更の場合は、事前に連絡してください。 ・管理上支障があると認められるなどの場合には、変更を許可しないことがあります。 ・この申請書には、すでに受けた「利用許可書」を必ず添付してください。 			

別記様式第4号(第4条第2項関係)

精華町コミュニティーホール利用変更許可書 年 月 日 住所 (申請者)名称 氏名 様 電話番号 (— —)				
変更後の利用の目的				
変更後の利用の日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
利用予定人員	人			
利用責任者氏名				
利用変更許可条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可内容は、許可なく変更できません。 ・ その他、利用上の関係規定を遵守してください。 			
利用料金の精算 (記入しないでください)	変更後合計	円	既納額	円
	過不足額	円		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のとおり、精華町コミュニティーホールの利用変更を許可します。 ・ 上記の過不足額について、正に精算を完了しました。 指定管理者			

別記様式第5号(第7条関係)

精華町コミュニティーホール利用報告書	
年 月 日	
精華町コミュニティーホール 指定管理者 様	
住所 (申請者)名称	
氏名	
印	
電話番号 (— —)	
次のとおり、精華町コミュニティーホールの利用を報告します。	
利用の目的	
利用の日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
利用人員	人
利用責任者氏名	
利用点検項目 (異常などがなければ、項目の□にレ(チェック)を入れてください)	<input type="checkbox"/> (1) 使った設備などは、元に戻しましたか。 <input type="checkbox"/> (2) 設備などが、汚れたり、壊れたりしていませんか。 <input type="checkbox"/> (3) ごみや吸殻などは、所定の場所に捨てましたか。 <input type="checkbox"/> (4) 床などの掃除をしましたか。 <input type="checkbox"/> (5) 照明や冷暖房のスイッチを切りましたか。 <input type="checkbox"/> (6) 窓などの戸締りはしましたか。 <input type="checkbox"/> (7) 倉庫や便所なども確認しましたか。 <input type="checkbox"/> (8) 係員の点検を受けましたか。
備考	

別記様式第6号(第8条関係)

精華町コミュニティーホール利用料減免申請書				
				年 月 日
精華町コミュニティーホール 指定管理者 様				
住所 (申請者)名称				
				印
氏名				
電話番号 (— —)				
次のとおり、精華町コミュニティーホールの利用料の減免を申請します。				
利用の目的				
利用の日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
減免の適用を受けようとする理由 (該当項目の□にレ(チェック)を入れてください)	<input type="checkbox"/> (1) 町の機関が主催(共催を含む)して使用する事業 <input type="checkbox"/> (2) 区又は自治会が使用する事業 <input type="checkbox"/> (3) 精華町社会福祉協議会に登録されたボランティア団体がその本来の活動で使用する事業 <input type="checkbox"/> (4) 町の機関が後援する事業等で使用する事業 <input type="checkbox"/> (5) 精華町社会教育関係団体認定要綱(平成25年教育委員会要綱第1号)に基づく認定団体が使用する事業 <input type="checkbox"/> (6) 精華町教育委員会社会教育文化サークル団体登録制度要綱(平成13年教育委員会要綱第1号)及び精華町教育委員会社会体育クラブ団体登録制度要綱(平成25年教育委員会要綱第2号)に基づき教育委員会に登録した団体が使用する事業 <input type="checkbox"/> (7) 精華町社会福祉推進団体認定要綱(平成31年要綱第 号)に基づく認定団体が使用する事業 <input type="checkbox"/> (8) 精華町地域福祉活動団体登録要綱(平成31年要綱第 号)に基づく登録団体が使用する事業 <input type="checkbox"/> (9) その他指定管理者が特に認める事業			
備考	適用の可否	可・否	本来の利用料	円
	減免の区分	免除・減額	減 免 額	円
	減 免 割 合	(割)	減 免 後 利 用 料	円
	減免適用の理由となる証を添付してください。			

別記様式第7号(第9条関係)

精華町コミュニティーホール利用料返還申請書				年 月 日	
精華町コミュニティーホール 指定管理者 様					
住所 (申請者)名称					
氏名					印
電話番号 (— —)					
次のとおり、精華町コミュニティーホールの利用料の返還を申請します。					
利用の目的					
利用の日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分				
返還を受けようとする理由 (該当項目の□にレ(チェック)を入れてください)	<input type="checkbox"/> (1) 利用者の責によらない事由により指定管理者が利用許可を取り消した場合 <input type="checkbox"/> (2) 天候不良等利用者の責によらない事由により利用することができなかった場合 <input type="checkbox"/> (3) 利用中に第1号及び第2号に該当する事由が発生したことにより利用ができなくなったとき場合 <input type="checkbox"/> (4) 利用者が利用日の1週間前までに許可の取り消しを申し出て指定管理者が適当と認めた場合 <input type="checkbox"/> (5) 利用者が利用日の1週間前から前日までの間に許可の取り消しを申し出て指定管理者が適当と認めた場合				
処 理 欄 (記入しないでください)	返還の可否	可・否	既納利用料	円	
	返還の区分	全額・一部	一部の控除額	円	
	一部の割合	(割)	差引返還額	円	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・この申請書には、すでに受けた「利用許可書」または「利用変更許可書」を必ず添付してください。 ・手続きに日数を要する場合がありますので、ご了承ください。 				

- 別記様式第1号 (第2条関係)
- 別記様式第2号 (第3条関係)
- 別記様式第3号 (第4条第1項関係)
- 別記様式第4号 (第4条第2項関係)
- 別記様式第5号 (第7条関係)
- 別記様式第6号 (第8条関係)
- 別記様式第7号 (第9条関係)